水土里情報システムの利用に向けた手続き等について

平素より、本会の業務運営につきましては格別のご配慮をいただき御礼申し上げます。

　　 早速ですが、水土里情報システムの利用に向けた手続き等についてご案内いたします。

　　　システム利用には利用契約が必要となります。なお、利用料も発生しますのでご了承を

　　 お願いいたします。

記

　　１.　契約手続きについて

　　　　　　水土里情報システムを利用するにあたっては、まず、水土里情報連絡協議会へ加入が

　　　　　　必要です。

　　　　　 その後、管理規程に同意の上、利用契約等の手続きが必要となります。

　　　 提出いただく関係書類としては、別紙1-1のとおりとなります。

 ２.　仮ＩＤの発行について

　　　　　　　水土里情報システムの利用推進を図る為に、実際にシステムの操作性等を

　　　　　　体験していただくことを目的とし、仮ＩＤを発行いたします。

　　　　　　機能の制限はありますが、利用をご希望される団体様は別添【様式-暫定1】

　　　　　　水土里情報システム仮ＩＤ発行申込書にて、お申込みください。

　　 ３.　利用申込み（様式集）について

　　　 　　　利用申込み（様式集）は、電子データ（Word）を、本会ホームページ

　　　　　（http：//www.ntr.or.jp/）からダウンロードしてご利用いただくか、直接本会にお問合

せください。

　　　　　　　また、ご不明な点や疑問点などありましたら、下記までご連絡ください。

　　　　　　　長崎県土地改良事業団体連合会　総務部　会員支援課

　　　　　　　TEL：095-893-5701　 E-mail：nagasaki.kaishi@ntr.or.jp

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　**別紙1-1**

【協議会加入及び利用申込み、契約、利用開始に係るフロー】

１.　協議会加入申込み　　　　利用団体の長 ⇒ 協議会会長　【様式-協1】

　　　　　　　　　　　　　　　・長崎県水土里情報連絡協議会への加入申込み

２.　利用申込　　　　　　　　利用団体の担当者 ⇒ 本会担当者　【口頭】

　　　　　　　　　　　　　　　　※管理規程に同意の上の申込み

　 　　　　　　　　　　　　　本会担当者⇒利用団体の担当者

　　　　　　　　　　　　　　　・利用契約書の提示

利用契約に同意

3.　利用契約　　　　　　　　利用団体の長 ⇒ 本会会長

　　　　　　　　　　　　　　　・利用内容、運用支援サービス、利用料金等についての契約書

　　利用団体等登録申請　　　利用団体の長 ⇒ 本会会長　【様式-契1】

　　　　　　　　　　　　　　　・利用団体名称、所管地域の権限、責任者氏名等の登録申請

　　　　　　　　　　　　　　　・利用ライセンス数（利用部署）、アクセス権限、機能制限等の

登録申請

４.　 利用者登録通知 本会管理責任者 ⇒利用団体責任者　【様式-契2】

問合せ窓口等通知　　　 ・ユーザＩＤ、パスワードの通知

　　　　　　　　　　　　　　　※水土里情報システム接続先ＵＲＬの通知、端末設定手順等の送付

本会管理責任者 ⇒ 利用団体責任者　【様式-契5】

 ・質問、相談等窓口および管理責任者氏名等の通知

５.　利用開始

６.　利用料請求　　　　　　　本会 ⇒ 利用団体

　　　　　　　　　　　　　　　・各団体の希望時期を優先して、請求書送付

　　　　　　**※１、３は利用団体から提出していただく書類となります。**

**利用後、利用団体および利用団体責任者、ライセンス数に変更がある場合は**

**【様式-契3】により申請下さい。**

**手続きに係る様式一覧**

様式-契1　　水土里情報システム利用団体等登録申請書

様式-契2　　水土里情報システム利用団体等登録通知書

様式-契3　　水土里情報システム利用団体等変更登録申請書

様式-契4　　水土里情報システム利用団体等変更登録通知書

様式-契5　　水土里情報システム問合せ窓口通知書

様式-契6　　水土里情報システム利用契約の解約について

様式-契7　　水土里情報システム利用契約の解約について（回答）

様式-暫定1　水土里情報システム仮ID発行申込書